

南部コミュニティセンター旧使用料

区分		8時30分～13時	13時～17時	17時～22時
平常時	多目的ホール	2,200円	2,200円	2,200円
	会議室(和室)	2,200円	2,200円	2,200円
	談話室	2,200円	2,200円	2,200円
	研修室	2,200円	2,200円	2,200円
	実習室	3,300円	3,300円	3,300円
冷暖房使用時	実習室	3,300円	3,300円	3,300円
	多目的ホール	3,300円	3,300円	3,300円
	会議室(和室)	3,300円	3,300円	3,300円
	談話室	3,300円	3,300円	3,300円
	研修室	3,300円	3,300円	3,300円
	実習室	4,400円	4,400円	4,400円
設備	什器一式	4,400円	4,400円	4,400円
	映写機	1,100円	1,100円	1,100円
	放送器具	1,100円	1,100円	1,100円
	照明器具	1,100円	1,100円	1,100円

使用料変更



南部コミュニティセンター新使用料

区分		9時00分～13時	13時～17時	17時～22時
平常時	多目的ホール	2,000円	2,000円	2,000円
	会議室(和室)	500円	500円	500円
	談話室	200円	200円	200円
	研修室	500円	500円	500円
	実習室	1,000円	1,000円	1,000円
設備	什器一式	2,000円	2,000円	2,000円
	映写機	200円	200円	200円
	放送器具	200円	200円	200円
	照明器具	100円	100円	100円

冷暖房設備等使用料

区分		使用料
室名	多目的ホール	200円
	会議室(和室)	100円
	談話室	100円
	研修室	100円
	実習室	100円
物品	実習室持込電気器具	1Kw以下一基50円

1 本表の使用料は村内者（榛東村に住所又は勤務地を有する者が主たる使用者である場合をいう。）に適用することとし、主たる使用者が村外者（「村内者」以外の者をいう。）の場合の使用料は、この表に定める使用料の倍額とする。

2 使用時間に満たない場合であっても、当該区分欄に定める使用料とする

1 本表の使用料は村内者（榛東村に住所又は勤務地を有する者が主たる使用者である場合をいう。）に適用することとし、主たる使用者が**村外者**（「村内者」以外の者をいう。）の場合の使用料は、この表に定める使用料の**5割増し**とする。

2 営利目的に使用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。

3 談話室は、専有利用する場合に適用する。

4 使用時間に満たない場合であっても当該区分欄に定める使用料とする。